

の制定について」(昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知)のいずれかにより行われてきたところである。

平成18年4月以降、養護老人ホームが特定施設入居者介護等の指定を受けられることとなったことに伴い、養護老人ホームにおける会計処理についても、指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針によることができるよう、近々所要の通知を改正することとしているので、関係機関に対し周知願いたい。

(イ) 特別養護老人ホーム等における運営費の取扱いについて

特別養護老人ホーム等における運営費の取扱いについては、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)により行われているところであるが、今般、特別養護老人ホームにおける介護報酬等の弾力的な運用を図る観点から、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れをすることができる範囲について、公益事業全体にまで拡大する方向で検討を行っているところである。

今後、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえた上で、本通知を改正する予定である。

(5) 高齢者住宅支援員(仮称)研修等事業の創設について

今後、独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が更に増加することが見込まれることから、「高齢者向けの安心な住環境」の確保対策の一つとして、平成19年度から、高齢者が多く居住する集合住宅(以下「高齢者住宅」という。)の管理人、自治会役員等が、介護等に関する基礎的な知識等を修得するための研修事業、市町村や地域包括支援センターを核とした本研修修了者、生活援助員(いわゆるLSA)等のネットワーク形成を支援する事業を実施することとしている。

これらを通じて、支援が必要な高齢者が安心して高齢者住宅に入居し、居住し続けることを可能とし、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していく考えである。

研修カリキュラムや事業の実施方法等の詳細については、現在検討中であるので、追ってお示ししたい。